明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五九）　一

〔告　示〕
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一六〇二）　六
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（同一六〇三）　七

〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
国立研究開発法人国立国際医療研究センター令和三事業年度財務諸表、国立研究開発法人国立がん研究センター令和三事業年度財務諸表、国立研究開発法人国立循環器病研究センター令和三事業年度財務諸表、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター令和三事業年度財務諸表、国立研究開発法人国立成育医療研究センター令和三事業年度財務諸表、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター令和三事業年度財務諸表、弁理士登録関係　二六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四四
会社その他
会社決算公告　四六

省令

○農林水産省令第五十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月十七日

農林水産大臣　野村　哲郎